KDDI株式会社御中

データ定額特約／誰割／個社／新規

電話カケ放題プラン＋データ定額（LTE）特約適用に関する申込書（新規）

下記の「電話カケ放題プラン+データ定額（LTE）特約適用条項」（以下「本特約」といいます。）の内容に合意し、本特約の適用を申し込みます。

申込日：　　年　　月　　日
お申込者（お客様）：
住所：
代表者の役職、氏名及び印： ㊞

記

【電話カケ放題プラン+データ定額（LTE）特約適用条項】

KDDI株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客様に対し、au（LTE）通信サービス契約約款（「以下「LTE約款」といいます。）に定めるLTEサービス（以下「LTEサービス」といいます。）の料金等に関して、以下のとおり特約（以下「本特約」といいます。）を適用します。

1. 本特約の内容

本特約の対象として登録された回線群（以下「割引グループ」といいます）において、次表1に定める料金プランを選択した契約者回線（以下「LTEデュアル回線」といいます。）が登録された場合、当該LTEデュアル回線に係るデータ定額料を次表2に定めるとおり適用します。

表1：LTEデュアル回線の料金プラン

料金プラン	電話カケ放題プラン（(V)含む）

表2：データ定額に係る料金

区分	料金額	
データ定額2（2GB）（(V)含む）	税抜額	2,000 円
データ定額3（3GB）（(V)含む）	税抜額	2,700 円
データ定額5（5GB）（(V)含む）	税抜額	3,500 円
データ定額8（8GB）（(V)含む）	税抜額	6,300 円
データ定額10（10GB）（(V)含む）	税抜額	7,650 円

2. 本特約の前提条件

本特約は、次の各号に定める内容を前提条件として適用します。

（1）（「誰でも割」の契約）

LTEデュアル回線に係る契約が「誰でも割」であること。

（2）（本特約適用の条件）

本申込時点において、LTEデュアル回線の合計数が次表に定める最低利用回線数以上であること。

最低利用回線数	5回線

（3）（本特約の解約違約金）

お客様は、LTEデュアル回線において、その「誰でも割」の契約締結のあった日を含む料金月の翌料金月（「誰でも割」の更新があった場合はその更新日（以下「誰でも割更新日」といいます。）を含む料金月）から起算して24ヵ月目の料金月の末日より前に「誰でも割」を解約した場合、当該「誰でも割」の解約のあった対象回線（以下「解約回線」といいます。）ごとに次表に定める額の支払を要すること。ただし、誰でも割更新日を含む料金月の月内で当該「誰でも割」の解約があった場合は、次表に定める額の支払は要しないこと。なお、LTE約款に定める次表契約解除料に相当する料金額に変更があった場合は、その変更後の金額が次表の料金額に代わって適用されることとします。

区分	料金額
契約解除料（解約回線ごとに）	税抜額　9，500円

（4）（LTE約款との関係）

本特約に定めの無い内容は、LTE約款の規定が適用されること。また、LTE約款が改正された場合は、改正後のLTE約款の規定が適用されること。

（5）（秘密保持義務）

お客様は、本特約の存在及び内容について本特約以外の目的に利用し、又は第三者に対してこれを開示、漏洩してはならないこと。

（6）（消費税等）

本特約の規定に基づき支払を要する料金その他債務にかかる金額は、各項記載の税抜額に消費税相当額を加えた金額とすること。ただし、消費税及び地方消費税に関する法令が改正され、税率が変更された場合の当該金額は、各項記載の税抜額に変更後の税率により算出された消費税相当額を加えた金額とすること。

以上

【受付・お問合せ先】

〒151-0053　東京都渋谷区代々木 3-22-7　新宿文化クイントビル4階
KDDIまとめてオフィス株式会社　代理店営業部　部長　高塚　清史

担当者：　　TEL：03-6367-5848

14A09688

【KDDI使用欄】			
申込番号①			
申込番号②			
申込番号③			
請求CD①			
請求CD②			
請求CD③			
代理店CD	E	統括拠点CD	E
		代理店担当者	